

令和3年度事業計画

I. 基本方針

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆるものの在り方や考え方が見直され、価値観や生活様式が全世界的に一変した。我が国においても、規模にかかわらず、多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として確固たる未来が見通すことができない不安定な状況が続いている。

このような状況下において、広島県社会保険労務士会（以下「県会」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）においても、コロナ禍における組織的な取り組みとして Beyond CORONA を掲げ、1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、使命感を持って全力で取り組みを進めてきたところである。

令和3年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社会保険労務士（以下「社労士」という。）業務の在り方を模索するとともに、社労士を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、制度の更なる発展に向けた施策を効果的に講じていくこととする。

特に、デジタル化推進に関する事業として、政府が目指す強靱化社会の実現に歩調を合わせ、国家資格者としてマイナンバーカードの利活用を最大限図るとともに、対面からデジタルコミュニケーションにシフトすることを前提に、社労士事務所のデジタル化についても積極的に推進し、社労士が提供する様々なデジタルサービスの高度化に向けた施策についても取り組みを進める。

加えて、働き方改革推進に関して、都市一極集中の見直しが進展することを想定し、テレワークをはじめとする新たな働き方の方向性を提示すべく、施策の企画立案を進めることとする。

さらに、業務開発に関する事業として、企業経営における労務コンプライアンス等の状況や人材配置の適正性に関する「労務監査」業務を社労士業務として確かなものとするための検討を行い、関係各方面との連携を一層強化したい。

また、新たな時代の社会ニーズに適切に応え、社労士制度の更なる発展を実現するため、広範かつ高度な専門知識と職業倫理に裏付けられた労働社会保険諸制度及び人事労務管理の専門家として求められる使命に鑑み、社会保険労務士法改正の実現に向けた取組

みを中国・四国地域協議会、広島県社会保険労務士政治連盟と連携しながら積極的に対応する。

一方、近年においても地震・台風・水害等、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルスが感染拡大したことも踏まえ、連合会と連携して、被災地の実情に合わせた復興支援活動や事業の継続・労働者の雇用の維持に関する取組に協力していく。

県会に対して、社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信等により品位を損なう行為に対する苦情が多く寄せられ、社会からのニーズの高まりとともに職業倫理の遵守も求められてきている状況を踏まえ、連合会と連携を密にして、より一層職業倫理や品位保持の徹底を図る。

II. 重点事項

1. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

- (1) 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査の導入提案を引き続き行い、実施の上、その成果を挙げるよう推進する。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の利用促進を図る。
- (3) 医療・介護・建設・保育・運輸・農業及び外国人労働者の分野における労務管理業務を推進する。
- (4) 中小企業への働き方改革の浸透を強力に進めるとともに、その他支援に関する事業への取り組みを行う。
- (5) 業務侵害行為の防止に関する対応の強化を図る。
- (6) 電子申請手続業務の普及と活用にとまなう支援を行う。
- (7) マイナンバー法への対応に関する事業を推進する。

2. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

- (1) 社労士としての社会貢献を果たすため、日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、街角センターのモットーである「身近に顔が見える安心、そして、信頼」のもと、連合会と連携して相談員研修を充実させ、相

談員の対面相談力や質の更なる向上を図るとともに、自主的な監査を行う等、街角センターの適正かつ円滑な運営に資する。

- (2) ワークルールに関する理解度の向上のため、広島県及び県内該当市町との協力により、学校教育の場における社労士による出前授業の取り組みを行う。
- (3) 「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の積極的な支援を行う。
- (4) 突発的に発生する大規模災害に対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

3. 資質向上に関する事業

国民の信頼に応え、社労士としての品位を保持するための施策を講じることを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

- (1) 社労士の品位保持にかかる事業として、コンプライアンス研修等を実施するとともに、苦情相談窓口の対応強化を図る。
- (2) 社労士業務に直結した分野別研修、重要な法令の制定及び改定についての研修を行う。
- (3) 新規入会会員が、専門家として関係先から信頼を得られるよう、資質の向上を図るための研修を行う。

4. 広報に関する事業

社労士の有用性の理解促進と知名度の向上を図るため広域的な広報を展開する。

- (1) 社労士制度を広く周知し、その有用性についての理解を図るとともに「会報」や「ホームページ」の活用により情報発信を行い、様々な角度からの広報活動を実施する。また、ブランド力確立のため、キャッチコピー「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」を活用し定着を図るとともに、社労士法改正に伴う業務範囲拡大等の周知を行う。
- (2) 「社労士制度推進月間」に各支部が実施する「無料相談会」等の広報支援を行う。

5. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

- (1) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策について連合会及び広島県並びに広島労働局と連携し積極的に支援する。

- (2) 日本年金機構広島代表事務所との定例会議を実施し、各年金事務所への協力と連携を強化するとともに、窓口及び出張相談業務等への積極的な取り組みを行う。
- (3) 全国健康保険協会広島支部への協力と連携を強化する。
- (4) 年金記録訂正審議委員会への協力を実施する。
- (5) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、連合会と連携し協力をする。

6. 社労士法改正に関する事業

社労士制度充実のため、以下の事業を行う。

- (1) 第8次社労士法改正で実現した①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価格の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立について、円滑な運用がなされるよう必要な措置を講じる。
- (2) さらなる社労士制度の充実を図るため、引き続き広島県社会保険労務士政治連盟と連携し、社労士法改正で積み残しとなっている課題について検討する。

7. 諸事業

上記1～6の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の事業を行う。

- (1) 連合会との連携により、社労士法に違反する業務侵害行為等に関する情報を収集し、厳正かつ適切に対処する。
- (2) 社労士制度への信頼をより高めるため、社労士賠償責任保険の加入促進を行う。
- (3) 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施と社労士試験事務等に協力する。
- (4) 会員相互の情報交換と親睦の促進を図る。

Ⅲ. 具体的事項

1. 総務関係

- (1) 通常総会、理事会、その他会議の必要に応じた開催と、会運営の積極的かつ円滑な推進を図る。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」、「街角の年金相談センター広島・福山」及び「一般社団法人社労士成年後見センター

広島」の運営に伴う協力を行う。

(3) 組織の拡大強化を推進する。

- ア 資格保有者に対する入会促進の強化
- イ 連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化
- ウ 企業内社労士との連携強化
- エ 特別研修並びに紛争解決手続代理業務試験事務受託に伴う協力、実施
- オ 電子申請の利用促進に向けての証明書の取得及び利用促進
- カ 会則等の検討及び編纂配布
- ク 社労士個人情報保護事務所（SRP II）認証の推進
- ケ 社労士賠償責任保険の加入促進
- コ その他、組織の拡大強化を目指した取り組み

(4) 情報セキュリティ及び会員名簿システムの強化に取り組む。

(5) 関係行政機関等に対する協力及び連絡協議を図る。

- ア 労働保険年度更新業務への協力
- イ 業務運営に関する関係行政機関等との連絡協議
- ウ その他関係行政機関等からの要請事業への協力

(6) 福利厚生に関する事業を実施する。

- ア 会員及びその家族の慶弔
- イ 連合会の共済会が行う福利厚生制度の推進
- ウ その他

2. 研修関係

令和3年度重点研修

- ・「誰一人取り残さないデジタル化基礎研修」
- ・「人を大切にする人事労務管理研修」・「人間力向上研修」

(1) 分野別研修の開催

- ア 法令研修（オンライン研修を主体とする） 令和3年9月 実施予定
- イ 業務研修（オンライン研修を主体とする） 令和3年11月 実施予定
- ウ 「人を大切にする人事労務管理」研修 令和4年2月 実施予定
- エ 年金研修
- オ オンライン配信研修

(2) 倫理研修（必須研修） 令和4年2月 実施予定

(3) 新規加入会員研修（必須研修） 令和4年3月 実施予定

(4) 電子申請研修

(5) メンタリング制度

(6) 全国社労士会連合会主催

ア 特別研修

(7) その他の研修

ア 各支部が行う研修について協議し、協力援助する

イ 上記に掲げるもののほか、県会は必要に応じ研修を実施する

3. 広報関係

(1) 内的広報活動（会員向け）の推進

ア 会報発行（年2回9月、1月）

イ ミニ会報の発行（不定期）

- ・ 理事会概要、最新の話題等発信

ウ ホームページの拡充

- ・ 県会からの情報発信
- ・ 支部からの情報発信
- ・ 支部間、会員間の交流促進（研修会の交流等）
- ・ 会員名簿の整備
- ・ 報告用各種様式の整備

エ 電子メール等を活用した、県会からの迅速な情報発信

- ・ 情報の拡充と、発信ルールの見える化の推進

オ 社会保険労務士賠償責任保険加入促進・SRP II 推進のための広報

(2) 外的広報活動（国民一般、事業主、労働者、行政、年金受給者等向け）の推進

ア 社会保険労務士の活用促進と業務内容について広報

- ・ 「特定社会保険労務士制度」の周知および活用促進
- ・ 「労務監査」への取組みをPR
- ・ 医療・介護・建設・保育業・運輸・農業および外国人労働者の分野における労務管理業務のPR
- ・ 「人を大切にする企業」づくりの意義とその必要性を社会に浸透させ、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることをアピールする
- ・ キャッチコピー「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」を活用した広報の展開
- ・ 広島県及び広島労働局との「働き方改革推進」にかかる協定締結を起点とした制度周知・活用に関する積極的な広報

イ 話題作りによるマスメディアを利用した制度・活用広報

- ウ 広島県・県内市町等との協力による行政広報の利用
 - エ 「社労士の日」に合わせた社労士活用促進等の広報（12月）
 - オ 年金相談業務、労務管理相談業務に係る恒常的広報活動
 - ・ 新聞、ポスター等の媒体を利用した周知および活用促進
 - カ 「総合労働相談所」「街角の年金相談センター広島・福山」の周知、活用促進 PR
 - キ 広島自由業団体連絡協議会による各士業連携事業への参画
 - ク ホームページの充実による各種情報発信
 - ケ ポスター、チラシ等を利用した継続的広報活動
 - コ PR 動画「パパの選択」及び特設サイト等を利用し、人の心を動かす広報を展開
 - ・ 社労士のイメージアップと社労士への相談等に繋げる
 - サ 病気治療と仕事の両立支援の啓発
- (3) 社会貢献としての学校教育を通じた広報
- ア 学校授業カリキュラムでは習得する機会のない労働契約から派出するワークルールについて、その必要性を痛感するところから SR（Social Responsibility：社会的責任）として、積極的に取り組む
 - イ 学生・生徒の皆さんへの制度・活用啓発を実施
- (4) その他
- ア 「社労士会労働紛争解決センター広島」の会内・会外への周知および活用促進
 - イ 学校教育（出前授業）の広報活動
 - ウ 連合会との連携による広報活動
 - エ 各部会との連携による広報活動
 - オ 国土交通省・経済産業省・法務省・農林水産省など従来関係希薄だった行政機関等との連携による広報活動

カ 「社労士成年後見センター広島」のPR および活用促進

キ マスメディアとの交流を兼ねた情報交換会の実施

4. 業務関係

(1) 職域環境の確立と地位向上を促進する。

ア 無資格者等による業法違反及び業務侵害への対応

イ 業法違反及び業務侵害に関する関係行政への協力依頼

ウ 苦情処理相談窓口での対応

(2) 業務侵害行為の防止に関する取り組みを行う。

ア 他士業会員等のホームページ等を検索して、業務侵害行為の有無を調査する

(3) 不適切な情報発信への取り組みを行う。

ア 県会会員のホームページ等を検索して、不適切な情報発信を行う会員の有無を調査する

(4) 関係機関と協力関係を維持する。

(5) マイナンバー制度の周知を行う。

5. 事業関係

(1) 労務監査・労働条件審査に関する事業を実施する。

ア 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査業務を受託できるよう積極的に推進し、社労士の周知を図る

イ 行政からの需要があれば即時対応できるよう体制を整える

(2) 司法制度改革に関する事項

広島地方裁判所における民事調停委員の受任を推進する

(3) 医療労務コンサルタント事業を実施する。

ア 医療機関を対象とした電話相談対応等の事業を行う

イ 県医師会と協力して医師の働き方改革を推進する

(4) 厚生労働省よりの委託事業に積極的に取り組む。

ア 厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的等を検討し、社労士の専門性を十分活かせる事業に関しては、積極的に参加協力する

(5) 国土交通省が行う事業に協力する。

ア 国土交通省が推進する建設業者の社会保険加入推進に関し、連合会や地方行政機関と連携を密にする

(6) 厚生労働省が行う事業に協力する。

ア 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、「地方年金記録審議会」の運営に協力する

(7) 相談会等に対応する。

ア 常設行政相談会への協力

イ 「総合労働相談所」の充実

- ・ 令和3年度も引き続き常設の相談所とし、利用の促進を図る
- ・ 「社労士会労働紛争解決センター広島」と連携を取り、センターの利用促進に協力する
- ・ 相談員のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 相談会のPR

- ・ 広報部と連携を取り、効率的・効果的な広報を行い、国民の年金や雇用に対する不安を解消して積極的に協力する

(8) 全国社会保険労務士会連合会が推進する事業を積極的に取り組む。

ア 企業主導型保育施設における労務監査事業を推進する

イ 社労士が行う経営労務監査を推進する

ウ 社労士診断認証制度の普及促進に努める

エ 医療機関における適切な労務管理に向けた取組みに協力する

オ 多様な働き方の実現を目的として、テレワークの普及・定着を推進する

カ 国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底に協力する

キ 農林水産省が実施している取組みに協力する

6. 広島県社会保険労務士会街角の年金相談センター運営部関係

(1) 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、年金相談の円滑な実施を図る。

7. 社労士会労働紛争解決センター広島関係

(1) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の運営

ア センターのあっせん実績を挙げるため、広報部と連携し、センターの利用促進を PR する

イ あっせん委員候補のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 「総合労働相談所」と綿密な連携を取り、あっせんに繋げる体制を整備する

(2) 労働紛争解決あっせん委員会の委員登用を推進する。

ア 広島県労働委員会の公益委員への登用を引き続き要請

(3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する業務について積極的に協力する。

IV. その他

1. 図書、印刷物の斡旋

2. その他